

**岡山市東区役所番号案内表示機及び
広告付き行政情報案内モニター設置事業
提供事業者募集要項**

1 趣旨

岡山市では、市民サービスの向上、窓口業務の効率化及び本市の窓口業務に係る経費節減を目的として、東区役所1階の待合スペースに、番号案内表示機及び広告付行政情報案内モニター等からなるシステム並びに公衆無線LAN（以下「WiFi」という。）機器（以下「システム等」という。）を設置し運用できる事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

2 事業を行う施設の名称及び設置場所等

(1) 施設の所在地及び名称

- ①岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所
- ②岡山市東区瀬戸町瀬戸45番地 岡山市東区役所瀬戸支所
- ③岡山市東区東平島191番地 岡山市東区役所上道地域センター

ただし、②③については、広告付き行政情報案内モニターのみの設置とする

(2) 設置場所

別添「仕様書」 - 「2 業務内容」のとおり

(3) 参考事項

① 東区役所窓口事務取扱件数（令和4年度実績）

住民票・戸籍関係	約 53,000 件
国民健康保険・国民年金関係	約 17,000 件
福祉関係	約 13,000 件
税証明・納付・申告関係	約 40,000 件

※上記のほか、東区役所では、地域振興、農林水産、道路維持・建設関係の業務も行っています。

② 東区人口（住民基本台帳より）

92,080人（令和5年10月末日現在）

3 提案条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

システムの設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、岡山市が設置事業者に対して、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。

(2) 提案内容

別添「仕様書」を参考に、システムの具体的な設置予定機材等（設置台数・方法等）を提案してください。

(3) 広告の方法

モニター画面における動画又は静止画による広告とします。

(4) システム等の設置期間

ア 令和6年6月1日から令和11年5月31日まで

(5) システム等の運用開始予定日

令和6年6月1日（土）

(6) 提案価格

システム等の設置に係る行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）については、岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号）第2条第2項に基づき、本企画提案において最適な者として特定した者の提案した価格とします。別添「仕様書」を熟読のうえ、1年間分の広告料を含んだ使用料（消費税及び地方消費税を含む。）を価格提案書（様式4）に記入してください。なお、使用料については、21,100円/㎡に設置する広告付行政情報案内モニターの表示面積を乗じて得た額を最低価格とし、最低価格に達しない価格を価格提案書（様式4）に記載した企画提案書（様式3）は無効とします。

【参考】岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号） ※抜粋

（行政財産の目的外使用料）

第2条 行政財産の使用を許可する場合の使用料は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は当該入札の落札金額とし、提案内容に使用料の額を含む企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式をいう。）により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は最適な者として特定した者の提案した金額とする。この場合において、使用料の額は、別表第1及び別表第2に定める額を下回ってはならないものとする。

(7) システム等の施工の方法、メンテナンス等の管理体制及び故障時の対応体制

企画提案書（様式3）に従って、システム等の設置方法、メンテナンス、破損時の対応など保守管理に関する内容を提案してください。

4 仕様書等の交付方法

仕様書等は、令和5年12月15日（金）に岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）において掲載しますので、ダウンロードしてください。

5 応募資格

この事業に応募できるのは、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 募集開始の日から協定締結までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事

項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に登載され、役務部門の業種「製作等」業種細区分「テレビ・ラジオ広告、番組」又は「その他広告」に登録があること。

- (3) 募集開始の日から協定締結までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 業務開始（令和6年6月1日予定）までに、機器の設置等について、岡山市の事務担当者とは複数回、現地で打ち合わせが可能であること。

6 募集に関する質疑書の受付

募集内容に関して質疑がある場合は、以下のとおり受け付けます。

(1) 質疑書受付期間

令和5年12月15日（金）から令和5年12月25日（月）午後5時まで

(2) 質疑書提出先

岡山市東区西大寺南一丁目2番4号

岡山市東区役所 総務・地域振興課

ファクス：086-944-5080

Eメール：higashikusoumu@city.okayama.lg.jp

(3) 質疑書提出方法

質疑書（様式6）により、持参又はファックス・電子メールで提出してください。

電話や口頭での質疑は受け付けません。ただし、ファックス・電子メールで質疑書を提出する場合は、送信後、電話連絡による受信確認を行ってください。

(4) 質疑回答方法

令和6年1月9日（火）午後5時までに、岡山市のホームページ（事業者情報 > 入札・契約 > その他の入札情報 > 企画競争・その他 > 岡山市東区役所番号案内表示機及び広告付き行政情報案内モニター設置事業者募集について）に、回答を掲載します。

※ホームページアドレス http://www.city.okayama.jp/category/category_00001456.html

(5) 質疑に関する留意事項

ア 質疑への回答内容は、本募集要項及び仕様書と一体となって効力を有するもので、必ず内容を確認してください。設置事業者の選定後、仕様等についての不知又は不明等を理由として異議を申し立てることはできません。

7 応募方法等

(1) 応募受付期間

令和5年12月15日（水）から令和6年1月17日（水）午後5時まで（必着）

(2) 応募書類提出先

岡山市東区西大寺南一丁目2番4号

岡山市東区役所 総務・地域振興課

(3) 応募書類提出方法

応募書類の提出方法は持参のみとします。郵送、ファックスや電子メールによる提出は受け付けません。

(4) 提出書類

- ① 申込書（様式1）
- ② 応募に係る誓約書（様式2）
- ③ 企画提案書（様式3）
- ④ 価格提案書（様式4）
- ⑤ 会社概要（様式は任意）
- ⑥ 岡山市暴力団排除基本条例に係る誓約書（様式5）

(5) 応募に関する留意事項

ア 岡山市財産条例、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準、本募集要項及び仕様書の内容を承諾のうえで、応募してください。

イ 提出書類のうち「③ 企画提案書」及び「⑤ 会社概要」については、A4サイズ、左綴じとし、ページ番号を付してください。

ウ 「③ 企画提案書」及びそれに付随する資料の提出部数は9部（内8部については、社名・代表者印のないもの）とします。

エ 提出された書類の修正等はできません。

オ 提出された書類は返却しません。

カ 応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担となります。

8 設置事業者の選定等

(1) 選定にあたっては、岡山市職員からなる「岡山市東区役所番号案内表示機及び広告付き行政情報案内モニター提供事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定します。

(2) 選定委員会は、提出いただいた書類等に基づき、企画内容について総合的に審査を行います。

(3) 選定委員会における審査は、「岡山市東区役所番号案内表示機及び広告付き行政情報案内モニター設置事業企画提案事業者に係る評価表」に規定する項目及び基準（以下「評価基準」という。）により実施します。

(4) 選定委員会は、評価基準をもとに各委員100点満点で採点し、その合計点により最適提案者及び次順位の提案者を特定します。ただし、一定の評価（合計満点の6割）に達する提案者がいない場合は、適切な事業者（提案者）なしとし、再募集を行うものとします。

(5) 使用料については、「3 提案条件等（6）提案価格」のとおり、最低価格を設定しており、最低価格に達しない価格を提案した企画提案書は無効とします。

(6) 審査にあたり、応募事業者にプレゼンテーション審査並びにヒアリング審査を実施する場合があります。

(7) 応募書類に重大な不備等がある場合は、当該提案について審査を行わない場合があります。

ます。

(8) 応募者が1事業者であっても、本企画提案は成立するものとします。

(9) 審査結果は、応募者それぞれに、書面で通知する(令和6年2月上旬予定)とともに、岡山市ホームページで公表します。ただし、結果のみを公表することとし、審査の経緯についての公表は行いません。

(10) 選定されなかった応募者に対する理由の説明

ア 選定されなかった応募者は、前号の通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内に、選定されなかった理由について、書面(様式は自由)により岡山市に説明を求めることができます。

イ アの書面は、「11 お問い合わせ先」にアの期間内の午前9時から午後5時までに持参して提出してください。

ウ 説明は、原則として、アの期間の最終日の翌日から起算して10日以内に、書面で行います。

エ 書面で説明を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。

9 応募者の失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

(1) 受付期間を過ぎて必要な書類が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 会社更生法等の適用を申請する等、履行が困難と認められるに至った場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 2案以上の企画提案書が提出された場合

(6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

10 協定手続等

選定委員会で選定された設置事業者は、企画競争を実施した結果、最適な提案者として選定ただけであり、協定を締結するまで契約関係は生じません。

市は、選定委員会で選定された設置事業者と協議し、提案内容を反映した協定書を調整のうえ、協定を締結するものとします。

11 お問い合わせ先

〒704-8555

岡山市東区西大寺南一丁目2番4号

岡山市東区役所 総務・地域振興課

電話：086-944-5006

ファクス：086-944-5080

Eメール：higashikusoumu@city.okayama.lg.jp